

# 身体障害者手帳の しおり



みやこ町

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める各種サービスを受けるために必要な手帳です。手帳には、障がいの程度によって1級から6級までの等級、また第1種、第2種の種別があり、その等級・種別によって受けられるサービスの内容が異なる場合があります。

## ■手帳を受けとられた方へ

次の場合は役場の担当窓口で手続きが必要です。

- ① 記載事項変更届  
→手帳に記載している住所・氏名が変わったとき。  
みやこ町外へ転出される場合には転出先市町村で手続きします。
- ② 再交付  
→手帳を失くしたり、使用できないほど破損したとき。  
写真（縦4 cm×横3 cm）と印鑑・申請書が必要です。
- ③ 返還  
→障がいが回復したり、死亡等によって手帳が不要になったとき。  
印鑑と手帳が必要です。
- ④ 再認定  
→手帳に次の認定日が記載されている場合。  
また障がいが追加されたときや障がいの程度が変わったとき。  
指定医の診断書・写真・印鑑・申請書が必要です。

役場でのお手続きの際は、  
マイナンバー通知カード または  
マイナンバーカードをご持参ください。



## 1. 補装具・日常生活用具について

### 補装具の交付・修理

身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするための補装具費の支給や修理を行います。補装具の種類によっては、医師の意見書や福岡県障害者更生相談所の判定が必要です。購入後・修理後の申請はできません。必ず事前にご相談ください。

また、補装具を新しく交付されますと、数年間（耐用年数の間）は原則として交付できませんので、この期間は修理して使うことになります。

**対象者** 身体障害者手帳の交付を受けた方

※障がい程度に応じて支給制限があります。

※介護保険の対象者が、介護保険の福祉用具と同様の補装具を希望される場合は、原則介護保険での支給が優先されます。

**費用** 原則1割負担（世帯の課税状況に応じて負担の上限があります）。

### 申請に必要なもの

- ① 補装具費（購入・修理）支給申請書
  - ② 補装具費意見書
  - ③ 補装具費処方箋
  - ④ 身体障害者手帳
  - ⑤ 見積書
  - ⑥ 印鑑
  - ⑦ マイナンバー（個人番号）カード もしくは 通知書
- 補装具の種類によっては必要です。

### 補装具の種類

障害の部位	補装具の種類
視覚	眼鏡・義眼・盲人安全杖
聴覚	補聴器
肢体不自由	義肢・装具・歩行補助杖・車椅子・電動車椅子・歩行器・座位保持装置
	（18歳未満の方のみ） 座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具
	（両上下肢機能の全廃及び言語機能の喪失者） 重度障害者用意思伝達装置
心臓・じん臓・呼吸器	車椅子・電動車椅子

## 日常生活用具給付・貸与

重度障がい者（児）に対して、日常生活をより円滑に行えるよう日常生活用具を給付・貸与しています。事前に相談してください。

**費用** 原則1割負担（世帯の課税状況に応じて負担上限額があります）。

### 申請に必要なもの

- ① 日常生活用具給付申請書
- ② 身体障害者手帳
- ③ 見積書
- ④ 印鑑

### 日常生活用具参考例

種 目	用具の例
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・特殊尿器 等
自立生活支援用具	入浴補助用具・特殊便器・ 移動移乗支援用具 等
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）、盲人用体温計（音声式） 等
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器・聴覚障害者用 通信装置 等
排泄管理支援用具	ストマ装具・収尿器 等
住宅改修費	

### 【補装具・日常生活用具に関する問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725（直通）

## 2. 税金について

### 税金の控除

所得税・住民税は、障がいの程度によって、障害者控除・特別障害者控除があります。また、贈与税・相続税・事業税についても控除がある場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

●住民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・みやこ町役場 税務課  
： 0930-32-2515

●所得税・贈与税・相続税・事業税・・・・・・行橋税務署  
： 0930-23-0580

### 自動車税の減免

手帳の交付を受けた方で、障がい等級等に一定の要件を満たしている場合、自動車税の減免を受けることができます。ただし、本人または同一生計者・常時介護者が所有している車に限ります。

#### 【お問い合わせ先】

●軽自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・・・みやこ町役場 税務課  
： 0930-32-2515

●普通自動車税・自動車取得税・・・・・・行橋県税事務所  
： 0930-23-2216



### 3. 旅客運賃・公共料金の割引について

#### J Rの運賃割引

##### 普通乗車券の場合

区分	利用形態	割引率
第1種	単独で100キロを超える区間を利用する場合	5割引
	介護者と共に利用する場合 (距離制限なし)	本人・介護者とも 5割引
第2種	単独で100キロを超える区間を利用する場合	本人のみ5割引

※本人が12歳未満の場合は介助者のみ5割引

#### 平成筑豊鉄道

##### 普通乗車券の場合

区分	割引率
第1種	本人・介護者とも5割引
第2種	本人のみ5割引

※乗車券の種類によって内容が異なります。詳細は乗車券購入前に各会社へお問い合わせください。

#### タクシー運賃の割引

手帳を提示することによって、運賃の割引（1割）が受けられます。  
詳しくは各タクシー会社にお問い合わせください。

その他、バスや国内線航空運賃・船舶運賃の割引があります。  
ご利用前に各会社へお問い合わせください。



## みやこ町福祉タクシー券

身体障害者手帳の等級が『1級』または『2級』で、自動車税の減免を受けていない者。

## 有料道路通行料金の割引

身体障がい者が自ら車を運転する場合、または重度の身体障がい者が同乗し介護をしている家族が運転する場合は5割引になります。割引を受けるためには、事前に役場で手続きが必要です。

### 申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 身体障害者手帳
- ③ 車検証
- ④ 第2種の方のみ運転免許証

《ETCをご利用になる場合は⑤、⑥も必要です。》

- ⑤ ETCカード（障がい者本人名義のもの）

\* 未成年の重度障がい者で本人以外の運転による割引を受け、かつ障がい者本人の運転による割引の適用を受けない場合は、親権者または後見人名義のものも対象となります。

- ⑥ ETC車載器セットアップ申込書または証明書等

【お問い合わせ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

## NHK放送受信料の減免

受信料が半額または全額免除になります。役場が窓口です。

全額免除	身体障害者手帳を持つ人がいる世帯で、世帯構成員全員が非課税の世帯。
半額免除	・ 視聴覚障がい者が世帯主で受信契約者の場合。 ・ 身体障害者手帳 1～2級の障がい者が世帯主で契約者の場合。

### 申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 身体障害者手帳
- ③ 印鑑

【お問い合わせ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

## 携帯電話基本料金等の割引

手帳の交付を受けた方は携帯電話使用料の割引を受けることができます。割引内容、申請方法は各会社で取扱が定められています。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

## 4. 年金・手当等について

### 障害基礎年金

国民年金加入中などに、病気やケガで障がい等級に該当する障害の状態になったときに受けられる年金です。

- 支給要件**
- ・国民年金の加入中に初診日がある。
  - ・以前に国民年金被保険者であった方で、日本に住所があり60歳以上65歳未満の期間に初診日がある。
  - ・20歳前に初診日がある。

※初診日とは、障がいの原因となった病気やケガで初めて医師の診断を受けた日のことです。

### 障害厚生年金

厚生年金加入中に、病気やケガで障がい等級に該当する障がいの状態になったときに受けられる年金です。

\*どちらも一定の保険料納付期間等が必要です。また、身体障害者手帳の等級とは関係ありません。

#### 【問合せ先】

障害基礎年金について	みやこ町役場 住民課 住民係 0930-32-2510
障害厚生年金について	小倉南年金事務所『お客様相談室』 093-471-8873

## 特別障害者手当

在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に支給されます。

施設入所している時、また継続して3ヶ月を超えて入院しているときは支給されません。収入等により所得制限があります。

## 障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児（20歳未満）に対して手当を支給します。

児童福祉施設等に入所している時、また障がいを理由とする年金を受けることができる時は支給されません。収入等によって所得制限があります。

## 心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）を扶養している保護者が加入して一定の掛金を納付することによって、不幸にも保護者が死亡したとき、また重度の障がいを負ったときに心身障害者（児）に対して終身年金が支給されます。

【特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者扶養共済制度の問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

## 特別児童扶養手当

身体に障がいを有する20歳未満の児童の父か母、また父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

児童福祉施設等に入所している時、また障がいを理由とする年金を受けることができる時は支給されません。収入等によって所得制限があります。

【問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 子ども未来係

0930-32-2725

## 5. 医療について

### 自立支援医療（更生医療）

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担分の軽減をします。主に心臓手術、人工透析が対象です。

### 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の児童で身体に障がいを有し、それを治療することで障害の進行を防いだり、障害の軽減が可能である場合に必要な医療の給付を行う制度です。

#### 【自立支援医療の問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

### 重度障害者医療制度

重度障害者の健康を保持増進するため、自己負担額を超える医療費負担を助成する制度です。

#### 【対象者】 満3歳以上の重度障害者児

- ① 身体障害者手帳 1級または2級所持者
- ② 療育手帳（A）所持者
- ③ 重複障害者（身体障害者手帳3級以上かつIQ50以下）
- ④ 精神保健福祉手帳1級所持者

### 後期高齢者医療制度

75歳以上の人と、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方が加入する医療制度です。

#### 【対象者】 満65歳以上75歳未満の人で

身体障害者手帳（1級から3級と4級の一部）所持者

#### 【医療制度の問合せ先】

みやこ町役場 保険福祉課 医療保険係

0930-32-2516

## 6. その他

### **駐車禁止除外指定車標章**

歩行困難な身体障がい者（児）がこの標章を車両に掲示することで、他の交通の妨げにならない限りにおいて駐車禁止場所（法廷の駐車禁止場所等は除く）に駐車することができます。

#### 【問合せ先】

行橋警察署 交通課

0930-24-5110

### **ふくおか・まごころ駐車場**

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設・店舗等の障がい者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

#### 【問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725